

## 送達制度の見直し

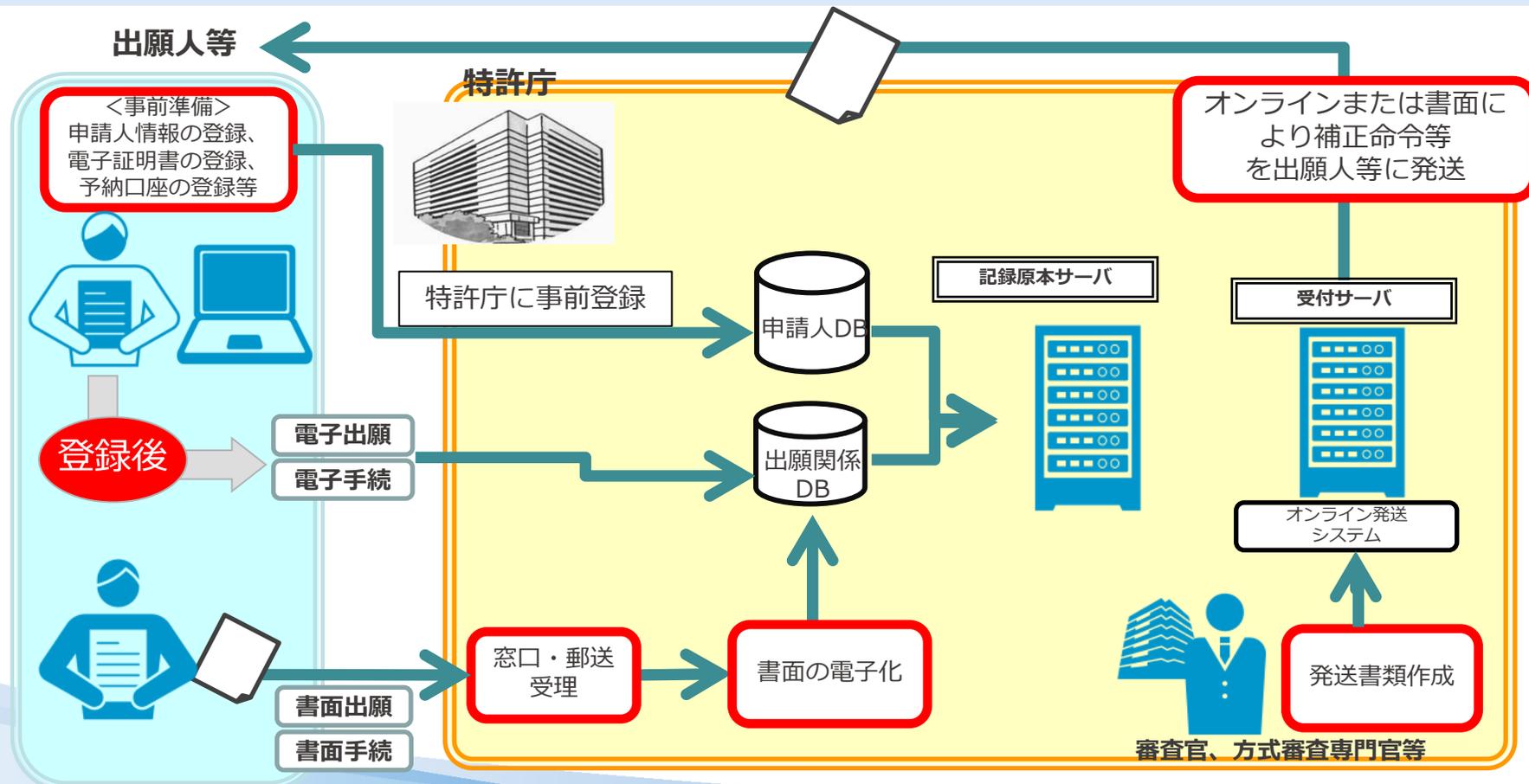
---

産業構造審議会知的財産分科会 第47回特許制度小委員会

令和4年9月26日

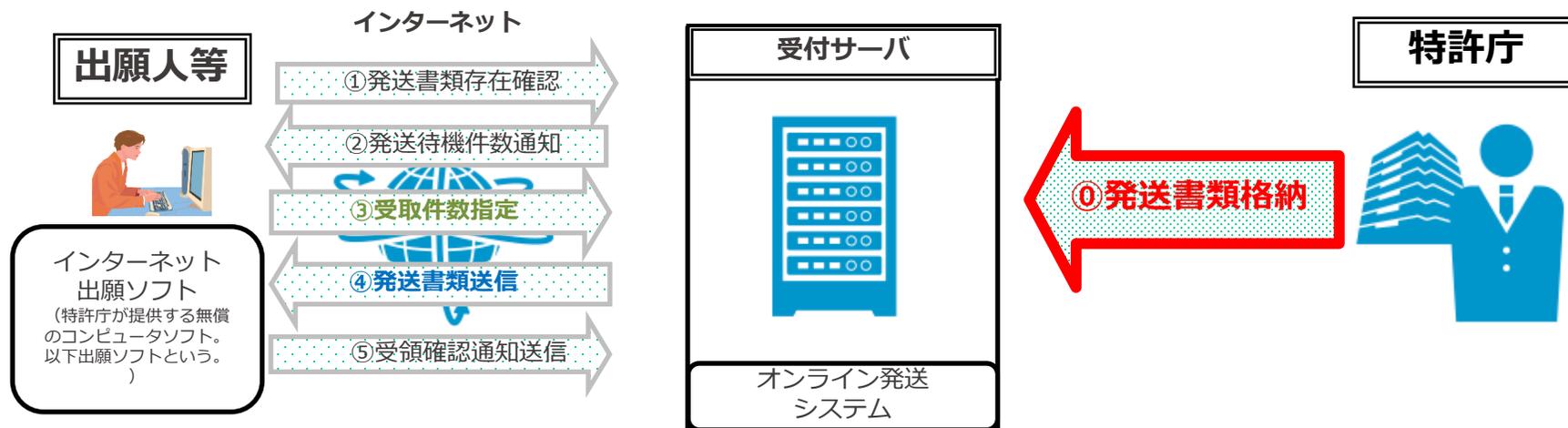
# 特許庁に対する手続及び特許庁からの書類発送について

- 出願人等は特許庁に対しオンラインまたは書面により手続を行うことが可能。
- オンラインにより手続をする場合、出願人等は事前に特許庁に電子証明書等を登録する必要があるほか、特許庁からの発送書類（出願人等が受け取る書類）について、オンラインで受領する（オンライン発送）か、郵送で受領する（書面による発送）かを選択することが可能。
- 書面により手続をした出願人等に対しては、特許庁からの発送書類は書面による発送となる。



# 現状のオンライン発送

- 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（以下「特例法」という。）第5条において、出願人等が使用する、電子計算機に備えられたファイルへの記録が完了した時点（下記フロー図④）をもって、通知の相手方に発送書類が到達したものとみなすと規定（オンライン発送）。
- 特許庁の受付サーバに発送書類が格納（下記フロー図①）されてから、10開庁日以内に発送書類を受け取らない（＝下記フロー図③を行わない）出願人等に対しては、紙により発送（※）。



※ オンライン発送を希望しながらも10開庁日以内に書類をオンラインで受け取らず、紙発送となった件数は37,353件であり、法令上オンライン発送が可能な書類の全発送件数1,220,406件のうち約3.1%。（件数は2021年のもの。2022年8月15日時点特許庁調べ）

# 特許庁におけるオンライン発送（送達含む）見直しの方向性

- 特許庁では、従来よりオンライン発送を実施しているところ、リモートワークといった働き方の変容への対応や行政のデジタル化の動きを踏まえ、オンライン発送可能な書類の拡大に向け検討している。
- しかし、現行法上、オンライン発送は、出願人等が受け取らないと到達だけでなく発送の効力も発生せず、不安定さを含んだ仕組みとなっている。また、オンライン発送書類を一定期間受け取らない出願人等に対しては、送達の効力発生のため紙媒体で発送しているが、リモートワークにより紙発送を受け取れない場合も生じている。
- このため、令和4年民訴法改正の内容も踏まえつつ、書面による発送のコスト削減や簡易・迅速な手続の実現を通じたユーザの利便性向上のため、オンライン発送制度の見直しを検討する必要がある。

## 【制度見直しの基本的方向性】

- 対象書類：オンライン発送可能な書類（特許法令上「送達する書類」とされているもの以外の通知も含む）  
※民訴法改正の対象は送達すべき書類であるが、特許庁においては、送達すべき書類以外の通知についてもオンライン化しており、これらの通知についても同様の扱いとする。
- 受付サーバ格納後一定期間経過しても発送書面を受け取らない者への紙発送を廃止  
※オンライン発送書類の受領をしなくても、一定期間経過後に出願人等に到達したものとみなす制度を導入
- 対象者：①出願ソフトによるオンライン発送を希望する者  
②代理人（代理を業として行う者に限る）（※改正後の民事訴訟法に倣い、希望有無によらず対象とする）
- 簡易・迅速な手続の実現とともに、コスト面についても十分に考慮

# 特許庁におけるオンライン発送（送達含む）見直し案の全体像

- 前ページ記載の見直しの方向性を踏まえ、以下の3案が考えられる。
- 案の決定にあたっては、出願人等への影響や特許庁のシステム改造にかかるコスト等を十分に考慮する必要があり、特許庁政策推進懇談会では、案1が最も支持されたところ。

## 見直し案の全体像

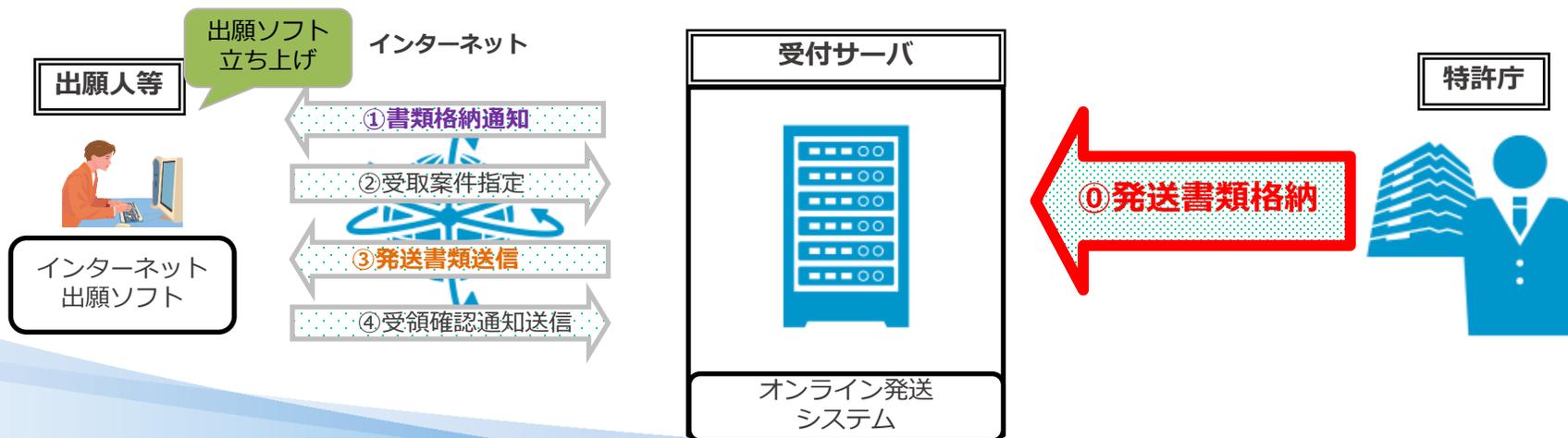
見直し案	出願人等への通知方法	書類の到達時期
案1	出願人等が出願ソフトを立ち上げた時に、 <u>特許庁の受付サーバに発送書類が格納された旨の通知が送付される。</u>	出願人等の電子計算機に備えられたファイルへの記録が完了した時、 又は 特許庁の受付サーバに発送書類が <u>格納された時から一定期間経過した時</u> 、 のいずれか早い時に、発送書類が出願人等に到達したものとみなす。
案2	出願人等が出願ソフトを立ち上げた時に、 発送件数等の通知はせずに <u>自動的に発送書類が送付される。</u>	出願人等の電子計算機に備えられたファイルへの記録が完了した時、 又は 特許庁の受付サーバに発送書類が <u>格納された旨のメール通知を受けてから一定期間経過した時</u> 、 のいずれか早い時に、発送書類が出願人等に到達したものとみなす。
案3	特許庁の受付サーバに発送書類が格納された（出願人等のファイルに記録が可能になった）旨、 <u>電子メールで通知される。</u>	出願人等の電子計算機に備えられたファイルへの記録が完了した時、 又は 特許庁の受付サーバに発送書類が <u>格納された旨のメール通知を受けてから一定期間経過した時</u> 、 のいずれか早い時に、発送書類が出願人等に到達したものとみなす。

# 特許庁におけるオンライン発送見直し案 1

## : インターネット出願ソフトによる書類を格納した旨の通知

- 出願ソフトを起動するタイミングで特許庁の受付サーバーに書類を格納した旨の通知がなされる（下記フロー①）。
- 出願人等の電子計算機に備えられたファイルへの記録が完了した時（下記フロー③）、又は特許庁の受付サーバに発送書類が格納された時（下記フロー④）から一定期間経過した時、のいずれか早い時に、発送書類が出願人等に到達したものとみなす。

メリット		論点・課題	
ユーザ	特許庁	ユーザ	特許庁
<ul style="list-style-type: none"><li>● 出願ソフト起動により自動的に発送待機案件を通知される点で、頻繁に出願ソフトを立ち上げるユーザには利便性向上</li><li>● 頻繁に出願ソフトを立ち上げるユーザにとっては発送書類を受領するタイミングをコントロール可能（現行に近い運用）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 紙発送書類が減少する</li><li>● 既存の出願ソフトを活用可能なため、（電子メールで通知をする案（案3）と比べ）通知の不達や誤送信リスク及び不達の場合の救済措置対応や電子メールアドレスの管理等の業務負荷は無し</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 出願ソフトを起動しないでいると、気づかないうちに発送書類の到達の効力が発生し、法定期間、指定期間が過ぎてしまう可能性がある</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 出願ソフト上のシステム対応（通知を送信するための改造）が必要（改造コストは案3と比較して小さい想定）</li></ul>

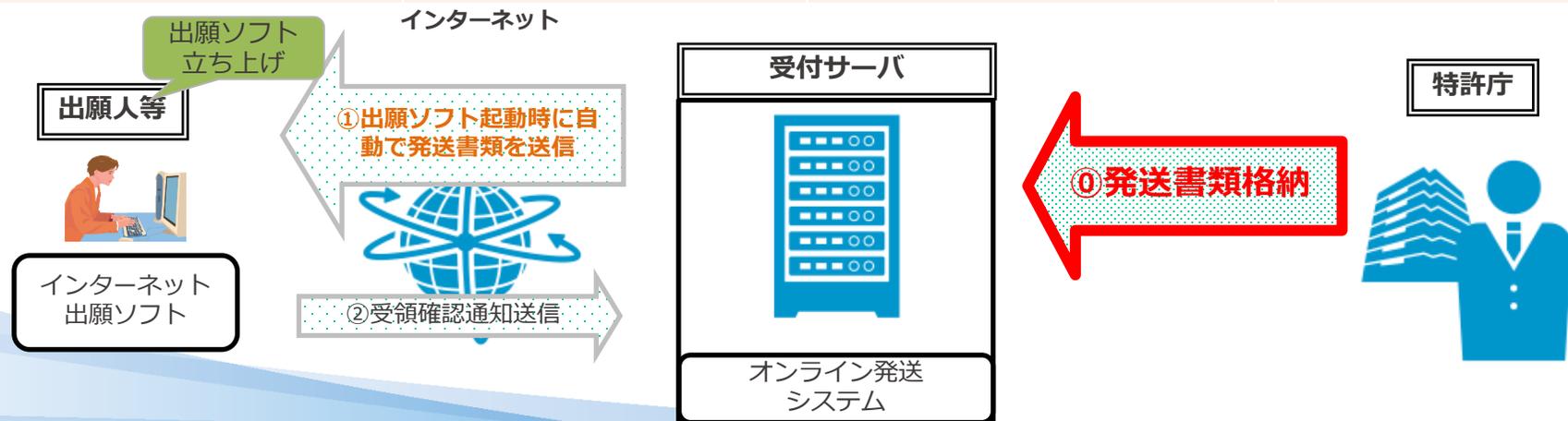


# 特許庁におけるオンライン発送見直し案 2

## : インターネット出願ソフト起動時の自動的な発送書類送付

- 特許庁の受付サーバに発送書類が格納された後（下記フロー図①）、出願ソフトを起動するタイミングで、自動的に書類が発送される（下記フロー図②）。
- 出願人等の電子計算機に備えられたファイルへの記録が完了した時（下記フロー図①）、又は特許庁の受付サーバに発送書類が格納された時（下記フロー図①）から一定期間経過した時、のいずれか早い時に、発送書類が出願人等に到達したものとみなす。

メリット		論点・課題	
ユーザ	特許庁	ユーザ	特許庁
<ul style="list-style-type: none"> <li>●出願ソフト起動により自動的に送達/通知案件を送付されるため、自ら確認をする必要がなくなる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●紙発送書類が減少する</li> <li>●既存の出願ソフトを活用可能なため、（電子メールで通知をする案（案3）と比べ）通知の不達や誤送信リスク及び不達の場合の救済措置対応や電子メールアドレスの管理等の業務負荷は無し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●従来は発送書類の受領時期や1度に受領する件数を自ら制御することができたが、出願ソフトを立ち上げたタイミングで自動的に受領することとなるため、期間管理の実務に影響があり得る</li> <li>●出願ソフトを起動しないでいると、気づかないうちに発送書類の到達の効力が発生し、法定期間、指定期間が過ぎてしまう可能性がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●出願ソフト上のシステム対応（出願ソフト起動と同時に発送書類を送信するための改造）が必要（改造コストは案3と比較して小さい想定）</li> </ul>

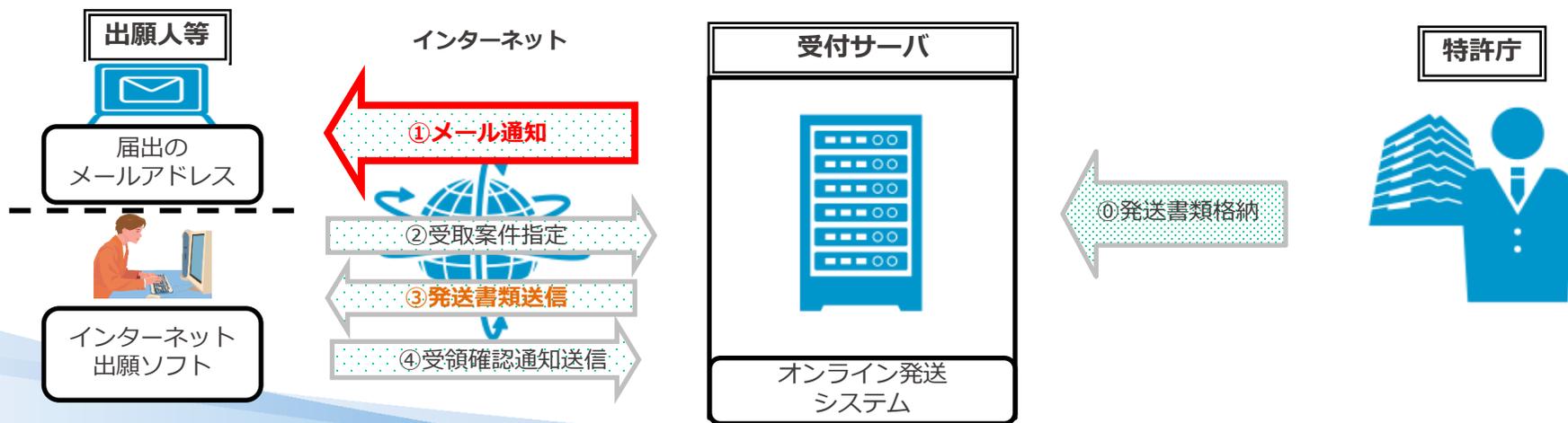


# 特許庁におけるオンライン発送見直し案3

## : 電子メール通知（改正後の民事訴訟法と同様のイメージ）

- 特許庁の受付サーバに発送書類が格納された（出願人等のファイルに記録が可能になった）旨電子メールで通知を行う（**下記フロー図①**）。
- 出願人等の電子計算機に備えられたファイルへの記録が完了した時（**下記フロー図③**）、又は特許庁の受付サーバに発送書類が格納された旨のメール通知（**下記フロー図①**）を受けてから一定期間経過した時、のいずれか早い時に、発送書類が出願人等に到達したものとみなす。

メリット		論点・課題	
ユーザ	特許庁	ユーザ	特許庁
<ul style="list-style-type: none"><li>● 出願ソフトの利用が希な者にとってメール通知は利便性向上</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 紙発送書類が減少する</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● メール通知後一定期間経過後に、送達があったものとみなされるため、メールチェック等の管理業務が発生し得る</li><li>● メールシステムの不具合等による不達等のリスク有り（※救済手続を導入した場合も申請等負担が発生し得る）</li><li>● 電子メールアドレスの管理負担が発生し得る</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 新規のシステム対応が必要（※メール通知の手運用は対応困難）であり、そのための改造コストは大きい想定</li><li>● メール通知不達を想定した先方への送信確認ができる仕組みの導入、不達の場合の救済措置対応による業務増が発生</li></ul>



# 特許庁におけるオンライン発送見直しのメリット及び論点・課題比較

オンライン 発送案	メリット		論点・課題	
	ユーザ	特許庁	ユーザ	特許庁
案1 インターネット出願ソフトによる書類を格納した旨の通知	<ul style="list-style-type: none"> <li>●出願ソフト起動により自動的に発送待機案件を通知される点で頻繁に出願ソフトを立ち上げるユーザには利便性向上</li> <li>●出願ソフトを頻繁に立ち上げるユーザにとっては発送書類を受領するタイミングをコントロール可能（現行に近い運用）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●紙発送書類減少</li> <li>●既存の出願ソフトを活用可能なため、案3と比較して、通知不達や誤送信リスク、不達の場合の対応やアドレスの管理等の業務負荷は無い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●出願ソフトを起動しないでいると、気づかないうちに発送書類の到達の効力が発生し、法定期間、指定期間が過ぎてしまう可能性がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●出願ソフト上のシステム対応（通知を送信するための改造）が必要（改造コストは案3と比較して小さい想定）</li> </ul>
案2 インターネット出願ソフト起動時の自動的な発送書類送付	<ul style="list-style-type: none"> <li>●出願ソフト起動により自動的に送達／通知案件を送付されるため、自ら確認をする必要がなくなる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●紙発送書類減少</li> <li>●既存の出願ソフトを活用可能なため、案3と比較して、通知不達や誤送信リスク、不達の場合の対応やアドレスの管理等の業務負荷は無い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●従来は発送書類の受領時期や1度に受領する件数を自ら制御することができたが、出願ソフトを立ち上げたタイミングで自動的に受領することとなるため、期間管理の実務に影響があり得る</li> <li>●出願ソフトを起動しないでいると、気づかないうちに発送書類の到達の効力が発生し、法定期間、指定期間が過ぎてしまう可能性がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●出願ソフト上のシステム対応（出願ソフト起動と同時に発送書類を送信するための改造）が必要（改造コストは案3と比較して小さい想定）</li> </ul>
案3 電子メール通知（改正後の民事訴訟法と同様のイメージ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●出願ソフトの利用が希な者にとってメール通知は利便性向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●紙発送書類減少</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●メール通知後一定期間経過後に、送達があったものとみなされるため、メールチェック等の管理業務が発生し得る</li> <li>●メールシステムの不具合等による不達等のリスク有り（※救済手続を導入した場合も申請等負担が発生し得る）</li> <li>●電子メールアドレスの管理負担が発生し得る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新規のシステム対応が必要（※メール通知の手運用は対応困難）であり、そのための改造コストは大きい想定</li> <li>●メール通知不達を想定した先方への送信確認ができる仕組みの導入、不達の場合の救済措置対応による業務増が発生</li> </ul>

# 現状の公示送達と改正の方向性

- ▶ 特許法第191条（同条を実用新案法第55条、意匠法第68条、商標法第77条で準用）において、送達を受けるべき者の住所、居所、その他送達をすべき場所が知れないとき、準用する民事訴訟法第107条第1項の規定により送達をすることができないときは、公示送達をすることができると規定。
- ▶ また、その公示送達は、官報及び特許公報に掲載するとともに特許庁の掲示場に掲載することにより行うと規定。

## ○官報（特許公報も同様）

公 示 送 達			
特許法第191条（商標法第77条第5項において準用する場合を含む。）第1項の規定に基づき、次のとおり公示する。			
送 達 を 受 け る べ き 者		送 達 す る 書 類	
住 所	氏 名	事 件 の 表 示	書 類 名
鹿児島県鹿児島市下荒田四丁目48番9号	株式会社ファームフェス	商願2020-086704	拒絶査定の際の謄本
兵庫県神戸市灘区赤松町3丁目2番3号	株式会社SBB66	PCT/JP 2018/16550	出願却下の処分の際の謄本
東京都台東区台東4-2-4	佐藤 有限会社東京コンサルアイ	特願2021-093272	手続補正指令書(方式)
東京都港区新橋5-25-1	パテントフレア株式会社	商願2019-164532 商願2019-164533 商願2019-164534 商願2019-164535	拒絶査定の際の謄本 拒絶査定の際の謄本 拒絶査定の際の謄本 拒絶査定の際の謄本
東京都世田谷区野沢3-1-1	小 株式会社エムヴィーアール	商願2020-095711 商願2020-105936	拒絶査定の際の謄本 拒絶査定の際の謄本
東京都渋谷区代々木2-7-6	株式会社NBG	商願2021-075562	手続補正指令書(方式)

## ○特許庁の掲示（螺旋階段の前の掲示板に掲示）

公 示 送 達			
特許法第191条（商標法第77条第5項において準用する場合を含む。）第1項の規定に基づき、次のとおり公示する。			
送 達 を 受 け る べ き 者		送 達 す る 書 類	
住 所	氏 名	事 件 の 表 示	書 類 名
東京都葛飾区立石8丁目14番2号	趙 ユジン	商願2020-077103	出願却下の処分の際の謄本
東京都港区赤坂6-2-12-702	野田 寿一郎	PCT/JP2018/31320	出願却下の処分の際の謄本
大阪府八尾市長音寺3丁目56番地	宋少華	特願2021-002735 特願2021-000337	拒絶査定の際の謄本 拒絶査定の際の謄本
山梨県甲府市高畑1-2-36	金貞姫	商願2021-100660	登録査定の際の謄本
大阪府大阪市福島区福島3丁目8番10号	株式会社ブリッジマーケット	PCT/JP2019/11006	出願却下の処分の際の謄本
Panamerica Sur Km. 195 Curicó(CL)	SOCIEDAD VINICOLA MIGUEL TORRES S.A.	国際登録番号1606086	登録査定の際の謄本
Elektronikkatie 3 FI-90590 Oulu(FI)	Cerenion Oy	国際登録番号1540103	登録査定の際の謄本

改正後の民事訴訟法第101条において、インターネットを用いた公示送達の方法が規定される予定のところ、特許庁においても同様に方法を規定する。

※官報及び特許公報への掲載を廃止し、特許庁HPにおける掲載に代える想定。

# 参照条文

## ○工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）

（電子情報処理組織による特定通知等）

第五条 経済産業大臣、特許庁長官、審判長又は審査官は、特許等関係法令の規定による通知又は命令であつて経済産業省令で定めるもの（以下「特定通知等」という。）については、経済産業省令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行うことができる。ただし、特許等関係法令の規定によりその特定通知等を書類の送達により行うものとされている場合において、当該特定通知等の相手方が、送達を受ける旨の経済産業省令で定める方式による表示をしないときは、この限りでない。

2 （略）

3 第一項の規定により行われた特定通知等は、第二条第一項の手続をする者又はその者の代理人の使用に係る電子計算機（特許庁の使用に係るものを除く。）に備えられたファイルへの記録がされた時に当該特定通知等の相手方に到達したものとみなす。

4 第一項の規定により行われた特定通知等については、当該特定通知等を手続に係る書類の副本、処分に係る文書の謄本その他の書類の送達等（送達又は送付をいう。以下同じ。）により行うものとして規定した特許等関係法令の規定に規定する書類の送達等により行われたものとみなして、特許等関係法令の規定を適用する。

5 （略）

## ○特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）

第九十一条 送達を受けるべき者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れないとき、又は前条において準用する民事訴訟法第七十一条（第二号及び第三号を除く。）の規定により送達をすることができないときは、公示送達をすることができる。

2 公示送達は、送達する書類を送達を受けるべき者に何時でも交付すべき旨を官報及び特許公報に掲載するとともに特許庁の掲示場に掲示することにより行う。

3 公示送達は、官報に掲載した日から二十日を経過することにより、その効力を生ずる。

第九十条 民事訴訟法第九十八条第二項、第九十九条から第一百零三条まで、第二百五条、第二百六条、第七十一条（第二号及び第三号を除く。）及び第三項並びに第九十条（送達）の規定は、この法律又は前条の経済産業省令で定める書類の送達に準用する。この場合において、同法第九十八条第二項及び第九十条中「裁判所書記官」とあるのは「特許庁長官の指定する職員又は審判書記官」と、同法第九十九条第一項中「郵便又は執行官」とあるのは「郵便」と、同法第七十一条第一項中「場合には、裁判所書記官」とあるのは「場合及び審査に関する書類を送達すべき場合には、特許庁長官の指定する職員又は審判書記官」と、「最高裁判所規則」とあるのは「経済産業省令」と読み替えるものとする。

# 参照条文

## ○民事訴訟法（平成八年法律第百九号）

### （送達場所）

第百三条 送達は、送達を受けるべき者の住所、居所、営業所又は事務所（以下この節において「住所等」という。）においてする。ただし、法定代理人に対する送達は、本人の営業所又は事務所においてもすることができる。

2 前項に定める場所が知れないとき、又はその場所において送達するのに支障があるときは、送達は、送達を受けるべき者が雇用、委任その他の法律上の行為に基づき就業する他人の住所等（以下「就業場所」という。）においてすることができる。送達を受けるべき者（次条第一項に規定する者を除く。）が就業場所において送達を受ける旨の申述をしたときも、同様とする。

### （書留郵便等に付する送達）

第百七条 前条の規定により送達をすることができない場合には、裁判所書記官は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める場所にあてて、書類を書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして最高裁判所規則で定めるもの（次項及び第三項において「書留郵便等」という。）に付して発送することができる。

一 第百三条の規定による送達をすべき場合 同条第一項に定める場所

二 第百四条第二項の規定による送達をすべき場合 同項の場所

三 第百四条第三項の規定による送達をすべき場合 同項の場所（その場所が就業場所である場合にあつては、訴訟記録に表れたその者の住所等）

2・3 （略）